

## 長野県と味の素株式会社との包括的連携に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と味の素株式会社（以下「乙」という。）は、相互の理解のもと、双方の特長を活かした連携協力に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互連携のもと、長野県の「食」の発展と「スポーツ」の振興を中心とした地域の様々な課題に対応し、もって地域社会の活性化を図ることを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）信州の食のブランド力向上と発信に関すること
- （2）県内スポーツ振興に資する食の取組に関すること
- （3）県民の健康づくりに関すること
- （4）地域課題解決に向けた食の取組に関すること
- （5）循環型社会の形成推進に関すること
- （6）その他、甲および乙の協議により必要と認められる事項

2 前項各号に掲げる事項に関する具体的な連携協力内容、推進方法および役割等は、甲乙協議のうえ、連携協力事項ごとに決定する。

### （協定の見直し）

第3条 本協定の履行に関して特別の事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができる。

### （秘密保持）

第4条 甲および乙は、本協定に基づく活動を通じて知得した相手方の秘密情報を、本協定の有効期間中はもとより本協定終了後も相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、若しくは漏洩してはならず、また他の目的に使用してはならない。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2022年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の2カ月前までに甲、乙のいずれからも別段の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有する。

令和元年6月11日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2  
長野県知事

乙 東京都中央区京橋一丁目15番1号  
味の素株式会社  
常務執行役員 国内営業統括

締結式立会人  
東京都中央区京橋一丁目15番1号  
味の素株式会社  
東京支社 関東支店長